

令和5年度 群馬県優良県産品推奨審査会 実施細目

群馬県優良県産品推奨要綱（以下「要綱」という。）第14条に定める実施細目は、下記のとおりとする。

（審査会の日程等）

- 1 要綱第6条に基づく群馬県優良県産品推奨審査会は、次のとおりとする。
 - （1）審査会の日時は、令和5年9月26日（火）午後1時30分からとする。但し、会長が別に決定した事項については、別途審査日を設ける。
 - （2）審査会の会場は、群馬県庁 281-A会議室とする。

（審査申込等）

- 2 要綱第4条に基づく推奨品の申請等については、次のとおりとする。
 - （1）申請書については、1点ごとに2通作成し、所在市町村商工観光担当課に提出すること。なお、関係書類の写真、カタログ（カタログのない場合は写真のみ）、包装材の両面の写し（食料品関係）及びその他必要関係法令に基づく許可証等の写しは、必ず添付すること。
 - （2）申請書の申込期間は、令和5年7月3日（月）～7月31日（月）とする。
 - （3）市町村長は、申請書（関係書類を含む）2通のうち1通を取りまとめ、令和5年8月7日（月）までに県庁観光魅力創出課に送付すること。（1通は市町村保管用）
 - （4）申請アイテムは1業者3アイテムとする。

（審査商品の搬入及び搬出）

- 3 審査商品の搬入及び搬出は、次のとおりとする。
 - （1）搬入日時は、令和5年9月25日（月）午後1時から午後4時までとし、各申請者が搬入すること。（品目ごとに別途時間指定あり。）
 - （2）搬出日時は、令和5年9月29日（金）午後2時30分から午後4時までとし、搬入時同様各申請者が搬出すること。

（推奨基準）

- 4 要綱第5条1号に基づく優良県産品としてふさわしいものとは次のうちいずれかひとつに該当することをいう。
 - （1）主要な原材料に群馬県産のものが使用されている。
 - （2）推奨品又は包装材等のデザインに群馬県をイメージできる表示がされている。
 - （3）3年以上、群馬県内での製造・販売実績がある商品である

（審査結果）

- 5 審査結果は、所在市町村長に通知するとともに、要綱第7条の規定により決定された商

品には、推奨状を交付する。

(審査料)

6 審査料は、無料とする。

(その他)

7 審査に申請した商品のうち、食品類は原則として返還しないこととする。(社会福祉施設に寄贈する予定)